

県民活動促進基本計画の推進体制の充実について

平成15年3月に策定した県民活動促進基本計画に沿って、今後推進していくべき施策のうち、重要なものについては審議会の意見を求めながら進めていく必要があるが、迅速に対応すべき課題や複数回の審議が必要な課題については、審議会の中に小委員会を設けて審議する方が効率的、効果的な検討が図れると考えられる。

そのため、下記のような体制を整えることとしたい。

1 県民活動促進基本計画検討委員会の再開

- (1) 基本計画策定時に設置した基本計画検討委員会を活用する。
- (2) 委員会で検討された事項は審議会委員全員に通知し、次回全体会議で報告する。
特に重要な案件は、全体会議で審議し決定する。
- (3) 検討事項によっては、委員会委員以外の者にも出席を依頼する必要がある場合も想定されるため、要綱に明記する。

2 県民活動促進基本計画検討委員会の設置期間等

- (1) 県民活動促進基本計画の計画期間中は継続して設置する。
- (2) 委員の任期は要綱の中に定める。
- (3) 開催は必要に応じ随時であるが、本年度は2～3回程度を予定。

3 検討課題(例)

- (1) 県民活動支援センターの今後の方向性(機能、市町村のセンターとの関係、設置運営方法の検討など)
- (2) 協働の推進(ガイドラインの策定など)
- (3) その他(インターンシップ制度やマッチングギフト方式の研究・検討など)